

別紙 達成状況検証表

条	項 号	条 文	評 価 内 容	評価	今後の対応方針
1条 (目的)		この条例は、市政の情報公開と市民参加を基本とした、これからの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	(検証対象外)		
2条 (議会の活動原則)	1項	議会は、市民を代表する議決機関として、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	(検証対象外)		
	1号	政策決定及び市長その他の執行機関の事務について、監視及び評価機能を果たすこと。	委員会、本会議、一般質問等により監視・評価を行っており、課題はあるものの機能は果たしている。	A	
	2号	提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言を行うこと。	審議・審査については機能を果たしているが、独自の政策立案及び政策提言について、十分な活動を果たしているとは言い難い。	B	議員一人一人が共通認識を持って進めていく。 視察の取り組みを生かして、議会全体で協議し、政策立案や政策提言を議員が認識して活動していく。
	3号	市民の多様な意見、要望等を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。	各会議への出席、地域の意見集約を行いながら、要望等は的確に把握されており、一般質問を通し、また担当部署等への要望を通し、課題解決に努力している。	A	
	4号	市民に対して説明責任を果たすこと。	議会報告会及び各々の議員活動を通し、市民に説明をしている。	A	
	5号	議会内での申合せ事項について、不断に見直しを行うこと。	諸問題発生においても申し合わせ事項に照らし合わせながら随時対応しており、議会運営委員会等で見直しが行われている。	A	
3条 (議員の活動原則)	1項	議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	(検証対象外)		
	1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員相互間の自由討議の場を設けておらず、今後の課題である。	C	討議を行う場としての体制・環境づくりをしていく。 先進事例を調査、研究していく。 条文の「重んじる」という文言についても意見があり、議員全員の共通認識を図っていく。
	2号	市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。	個々の議員活動、各委員会及び会派活動等の研修を通じて自己研鑽に努めている。	A	
	3号	積極的に政策立案、政策提言等を行うため、調査及び研究に努めること。	日々の研鑽はもちろんであるが、政策立案、政策提言は専門的知識も必要なことから、特別研修等を通し、研鑽をしている。	A	
	4号	個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	議員は公人として議員個々や一部地域に利することのないよう、様々な事案を固定化せずに市民全体の福祉の向上に努めている。	A	
	5号	議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。	議会報告会及び各々の議員活動を通し、市民に説明をしている。	A	
4条 (会派)	1項	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	(検証対象外)		
	2項	会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。	(検証対象外)		
	3項	会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	政策決定、政策立案等に際し会派代表者会議等で調整努力はしているものの、十分とは言えない。	B	今後も会派内、会派間の調整、合意形成に努める。 会派は、政策集団としてその目的及び運営について研究しながら活動を進める。

別紙 達成状況検証表

条	項 号	条 文	評 価 内 容	評価	今後の対応方針	
5条 (情報公開及び市民との連携)	1項	議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。	議会だより、市HPを通し情報公開をしている。	A		
	2項	議会は、本会議のほか、議会における全ての会議を原則公開とする。	本会議・委員会について原則公開されている。	A		
	3項	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	制度活用されていないし、これまで検討されてこなかった。	C		法の趣旨に基づき重要な議案等については、制度の活用を検討する。
	4項	議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言と位置づけ、その審議において、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。	現地、視察なども行いながら意見を聞く機会を設けている。	A		
	5項	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡充を図るよう努めるものとする。	現状は議会報告会のみであり、意見交換の場が少ない。	B		他にどのような場があるのか他自治体の状況を把握する。「出前講座」のように団体からの要請に答える形での開催も検討する。会派や議員個々の活動でも十分に対応できる部分もある。市民との意見交換する場を広げていくことが必要であるが、具体的な手法等については今後検討していく。
6条 (議会広報の充実)	1項	議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用することにより、その有する情報を常時公開し、多くの市民が議会と市政に関心を持ち、理解が得られるような議会広報活動に努めるものとする。	市HP、議会中継、議会だより等を使って広報活動を行なっている。またSNSを活用し、議会に興味を持ってもらうよう発信している議員もいる。	A		
	2項	議会は、本会議又は委員会終了後、速やかに議事録を作成し、公開するよう努めるものとする。	実施している。	A		
7条 (議会報告会)	1項	議会は、市政の課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年1回以上行うものとする。	年1回、第2回定例会（6月議会）終了後に実施している。	A		
	2項	議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。	(検証対象外)			
8条 (市長等との関係)	1項	議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係について、次に掲げるところにより、常に適切な緊張感のある対等な関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努めるものとする。	本会議・各委員会において、慣れ合うことなく、緊張感をもって審議をしており、対等な関係を保持している。	A		
		1号	本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。	行なっている。		A
		2号	議長から本会議への出席を要請された市長及び教育長は、議長の許可を得て、議員に対して質問の主旨を明確にするため反問することができる。	反問の事例は乏しいが、条例に明記されている通り反問権は認められている		A
		3号	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、議長は市長等に文書により回答を求めるものとする。	実施されている。（議会報告会における質疑など）		A
		4号	前号の文書による質問及び回答は、原則として公開するものとする。	広報で公開している。		A

別紙 達成状況検証表

条	項 号	条 文	評 価 内 容	評価	今後の対応方針
9条 (市長による政策等の形成過程の説明)	1項	議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	一般質問、質疑等で行なっている。	A	
	1号	必要とする背景	(検証対象外)		
	2号	提案に至るまでの経緯	(検証対象外)		
	3号	市民参画の実施の有無とその内容	(検証対象外)		
	4号	総合計画との整合性	(検証対象外)		
	5号	財源措置	(検証対象外)		
	6号	将来にわたるコスト計算	(検証対象外)		
	2項	議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	予算・決算委員会において、全議員が参加のもとで十分に審議されている。	A	
	3項	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	事業別説明書が作成され、主要事項の成果等がわかりやすくなっており、予算決算常任委員会において説明が求めやすくなっている。	A	
10条 (自由討議による合意形成)	1項	議長は、議会は議員による討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。	十分認識されているが、自由討議の場が十分とまでは言えない。	B	議会運営の中心となる部分であり、議会運営委員会でも意見を出しあいながら進めていく必要がある。 議案に対する自由討議の場を積極的にやっていくことによって、色々な議論が煮詰まることになるためその場を設けて運営していく。
	2項	議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあつては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めなければならない。	議論を尽くし合意形成に努めている。	A	
11条 (議員全員協議会)	1項	議長は、議会としての共通認識の醸成を図るため、議員全員協議会を開催することができる。	開催している。	A	
	2項	議員全員協議会において、政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論を行う場を設けることができる。	政策立案に向け政策討論の場が十分とは言えない。	B	環境整備を整える。
12条 (委員会の活動)	1項	委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。	行政視察、現地調査等を実施し、調査研究を行っており、概ね目的を果たしている。	A	
	2項	委員会での審査に当たっては、市民に対し積極的に情報を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	委員会での傍聴は原則認められており、わかりやすい議論を行うよう努めている	A	
13条 (議員研修の充実強化)	1項	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員特別研修、市内で開催される各種講演会・研修会に参加し議員のスキルアップに努めている。	A	
	2項	議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。	議会主催の研修会等は少なく、今後の課題である。	C	議会主催の研修会の実施に取り組んでいく。 議会運営委員会が主催で議会全体として研修会を開催する。
14条 (交流及び連携の推進)		議会は、他の地方自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るよう努めなければならない。	県市議会議員研修・県南議員研修等を通し、他地域の議会と意見交換をしている。また行政視察等を通し、先進議会等の研修を行っている。	A	

別紙 達成状況検証表

条	項 号	条 文	評 価 内 容	評価	今後の対応方針
15条 (政務活動費)	1項	政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために会派及び会派に属さない議員に対して交付されるものであり、湯沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年湯沢市条例第5号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。	政務活動費は不足ながら適正に執行されている。（※現実には会派活動費より、個人活動費を多く出費している。）	A	
	2項	政務活動費は、その透明性を確保するため、調査報告書及びその用途等を公開しなければならない。	公開されている（使用金額については市HPでも公開しているが、調査報告書は掲載されていない。）	B	議長及び会派代表者会議を踏まえて、平成29年11月改正の政務活動費の交付に関する条例施行規則に基づき公開する。 政務活動費実績報告書、領収書も含めて情報公開していく。
16条 (議会事務局の体制整備)	1項	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。	委員会への出席や研修会等を受講し、専門知識の充実強化に努めている。	A	
	2項	議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。	議会事務局職員は適切に研修等を受講するなどして、専門的能力の向上に努めている	A	
17条 (議会図書室)	1項	議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	内容については整備されている。	A	
	2項	議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。	利用できる。	A	
18条 (議員の政治倫理)	1項	議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務を自覚し、市民の代表として、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。	議員の品格を保持し、見識を養うよう研鑽に努めている。	A	
	2項	議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。	(検証対象外)		
19条 (議員定数)	1項	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。	現在・将来を見据え昨年（平成29年10月）の改選時より定数を削減した。	A	
	2項	議員定数は、人口、面積、財政力、事業課題等を比較検討し、決定するものとする。	特別委員会を設置し、十分に議論し決定した。	A	
	3項	議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。	特別委員会を設置し、明確な改正理由を付して提出したものである。	A	
20条	1項	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題、その必要性、算定の基準、類似自治体の状況等を十分に考慮するものとする。	特別委員会で十分に慎重審議され、市長に提出したものであったが、報酬審議会で承認ならなかったことは非常に残念であった。	A	
	2項	議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。	(検証対象外)		
21条 (議会改革)		議会は、市民の意見を市政に的確に反映させるため、議会改革に積極的かつ継続的に取り組まなければならない。	今後も市民の意見を真摯に受け止め、議会改革に積極的かつ継続的に取り組む。	A	
22条 (最高規範性)	1項	この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。	この条例が最高規範と認識している。	A	
	2項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。	今回が第1回目であったが実施しており、今後もしっかりと継続していく。	A	
23条 (見直し手続)	1項	議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。	前回は、改選期が基本条例策定後間もなかったことと、本条例に基づく改革に着手したばかりであったことから、実施されなかった。そのことを踏まえ、今回速やかに実施をしている。	B	引き続き条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会で必要な見直しを含めて検討していく。
	2項	議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。	(検証対象外)		
	3項	議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	(検証対象外)		